

山岳科学学位プログラム、山岳科学教育プログラム及び山岳流域研究院の 連携大学に係る特別聴講学生の取扱い

令和5年4月1日

山岳科学学位プログラム、山岳科学教育プログラム及び山岳流域研究院の連携に関する協定書（令和5年4月1日締結）（以下「連携協定」という。）の大学間において、授業を履修する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 対象

本取扱いの対象は、筑波大学大学院理工情報生命学術院生命地球科学研究群、信州大学大学院総合理工学研究科、静岡大学大学院山岳流域研究院及び山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命環境学専攻の在學生に限る。

2. 身分

連携する他大学の授業を履修する場合は、授業を開設する大学において「特別聴講学生」の身分を取得すること。

3. 手続き

特別聴講学生の身分を取得する場合の手続きについては、原則、授業が開始される14日前までに、所定の申請書等を授業開設大学に提出すること。ただし、4月開始の授業については、担当教員に確認の上、授業開始3日前までの申請を可とする。

また、集中授業等で開設が直前に決まる場合等は、その都度、申請時期を決めて学生に示すものとする。

4. 履修可能授業科目

連携協定に基づき履修できる授業科目は、各大学の開設科目による。

5. 申請書等

- (1) 特別聴講学生受入依頼書（派遣大学研究科長等→授業開設大学研究科長等宛）
- (2) 履修願（受講学生→授業開設大学研究科長等宛）
- (3) 誓約書（受講学生記載）
- (4) 安全管理のための調査票（オンラインによる受講の場合は不要）
- (5) 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険（又は左記に準ずる保険）に加入済みであることが分かる書類の写し（オンラインによる受講の場合は不要）

6. 受講の許可

授業開始14日前までに申請があった者については、原則、授業開始の7日前までに授業開設大学が受講可否の通知を出すものとする。

7. 成績証明書

所定の履修を修了した者には、授業開設大学が成績証明書を交付する。

8. その他

- (1) この取扱いに定めるもののほか、必要な事項はその都度協議する。
- (2) この取扱いは、令和5年4月1日から施行するものとする。